

令和3年1月22日

お客様各位

日田信用金庫

お借入終了後の契約書類等のご返却手続きの取扱変更について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫ではこれまで、お客様のご返済によって契約が終了となりました下記の契約書類等（金銭消費貸借証書、その他の付属書類）につきましては、一律にご返却しておりましたが、令和3年3月1日（月）以降の契約終了分からは、当金庫において10年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただき取扱いに変更させていただきます。

なお、契約が終了した契約書類等の返却を希望される場合は、お手数ですが契約終了日から3ヶ月以内にお取引店までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

記

当金庫で保管する契約書類

- ・無担保個人ローン（カードローンを除く）
- ・証書貸付に係る金銭消費貸借契約証書等

（抵当権の解除登記等が必要となる債権証書等につきましては、従来通りお客様へ返却いたします。）



〒877-0047 大分県日田市中本町3番20号